

平成15年(行コ)第34号

控訴人 核燃料サイクル開発機構
被控訴人 兼 松 秀 代

平成15年10月17日

被控訴人代理人弁護士 新 海 聡

名古屋高等裁判所 民事3部 御中

控訴答弁書

第1 控訴状に対する答弁

本件控訴を棄却する。
控訴費用は控訴人の負担とする。
との判決を求める。

第2 控訴理由書に対する答弁

被控訴人の主張に反する主張はすべて争う。

第3 被控訴人の反論

- 1 控訴人は原審の判断を独自の理由に基づいて批判し、原審への差し戻しを求めている。

その一方で控訴人はこれまで、原審の準備書面 や控訴理由書において、行政処分として不特定であるとされた概念について説明している。しかし、これらは、控訴人の意図と裏腹に、不特定とされた概念を特定することが可能かつ容易であるにもかかわらず、控訴人があえて不開示部分を特定しなかつたことを自認する結果となっている。

以下、控訴人が控訴答弁書に記載している点について述べる。

「地区」「地域」について

控訴理由書においては「市町村や集落等をいわばまたいで存在し得る岩種、断層、地層」と説明している。そうだとすれば、不開示箇所の特定

として「市町村名、集落名、その他の地名、当該市町村や集落をまたいで存在しうる岩種名、断層名、地層名」とすべきであった。そして、かかる表現も極めて容易なはずである。

このことは、当初からかかる特定をした処分をすべきであったことの根拠となりこそすれ、控訴人の主張の合理性を基礎づけるものでは到底ない。

「等」について

控訴理由書では明確に「グランドトゥルス調査の対象地域」と説明している。そうだとすれば、「グランドトゥルス調査の対象地域の地名」とすれば良いのである。これも当初からかかる処分をすべきであったことを基礎づける。

「具体的につながりうる情報」について

控訴理由書では「広域調査地表調査及びリモートセンシング調査」「手法や内容に応じた地質構造体名及び地層名等の情報」とまで特定している。控訴理由書における日本語的用法にいささか疑問がある（端的に言えば、何が言いたいかわかりにくい）ものの、要するに広域調査地表調査及びリモートセンシング調査の対象となった地質構造体名及び地層名の情報、ということのようである。

そうであるなら、当初からかかる処分をすべきである。これも控訴人の処分が特定されていなかったことを基礎づけるに他ならない。

2. 控訴人主張の不合理性

控訴人は控訴理由書において原審の判断を批判している。しかし、その立論は言葉の定義を恣意的に行うなどの結果、論理が混乱し、理解することそれ自体が困難な面もある。主張自体失当と言わざるを得ないが、以下、念のため反論する。

「特定についての判断基準の誤り」について

控訴人は特定の程度について「他の行政処分と識別可能な程度であることを要し、かつ、それで足りる。」と述べている。ここで控訴人が「行政処分」や「識別」なる概念をいかなる意味で用いているかは不明であるが、本件における行政処分とはあくまでも不開示（一部不開示）処分であり、処分が示す対象は「開示または不開示情報」ということになるから、ここでの立論は「当該不開示処分を他の不開示処分と比較して、

不開示情報の異同を識別できる程度に特定されるかどうか」とみなければならぬ。

そして、控訴人の主張を「当該不開示処分を他の不開示処分と比較して、不開示情報の異同を識別できる程度に特定されるかどうか」という意味と考えれば、被控訴人もそのこと自体に異論を差し挟むものではない。

しかし、控訴人の主張をそのように解した場合には、本件各処分が特定されている、ということにはならない。本件不開示処分相互でみても、他の不開示処分と比べて不開示情報の異同を識別できる程度に特定されているとは到底言えないからである。

要するに控訴人は「行政処分」「識別」の内容を極めて形式的に用いることで、自己の主張を正当化しようとしているに過ぎないが、これはある種の詭弁であり、法理論として合理性をもつものとは到底言えない。

「定性的な概念」という奇妙な主張

控訴人の立論でキーワードをなすのは、「定性的な概念」という奇妙な日本語である。すなわち控訴人は、開示部分と不開示部分を示すために、情報の性質や内容を示す概念を用いることが許される、とした上で、当該概念が定性的なものであることから、処分内容につき解釈を要するものとなることは不可避である、というのである。しかし、一体、「概念が定性的」とはどういうことであろうか。前後の文脈からみれば、控訴人の言わんとするところはどうか、「処分内容について解釈を要する」概念、ということのようである。しかし、そのために処分内容が一樣に定まらないような事態が生ずるのであれば、かかる概念を用いずに表現せよ、ということが法の要請の筈であって、控訴人の理屈は本末転倒である。

ちなみに先に指摘したように、控訴人は不明確とされた「地区」「地域」「等」「具体的につながりうる情報」なる概念の内容を説明し、意味するところを特定しているのであるから、「定性的な概念」を用いずとも処分内容を特定できることを自認している。ここからみても、控訴人の主張は破綻している。

原審の判断が極めて厳格な意味に解している、との主張について

原審の判断は常識的であって、識別可能性についてとりわけ厳格な判

断をしているわけではない。

また、控訴人は何らの留保もなく「情報の性質や内容を表す概念をもって不開示部分を特定することが許される」ことを自己の主張の正当化根拠としているが、本件の問題は、かかる概念を用いることが許されるか否かではなく、そういう概念を用いてもなお、不開示部分を特定できるかどうか、という点であり、情報の性質や内容を表す概念を用いた場合に処分内容が特定できなくなる場合には、かかる概念を用いることが許されない、という結果となるにすぎない。

ここでも控訴人の主張は詭弁というほかない。

まとめ

以上のとおり、控訴人の主張は極めて恣意的であり、到底合理性はない。

3 結語

被控訴人は控訴理由書で展開されている控訴人の主張をことごとく争うものではあるが、本件不開示処分の内容それ自体の違法性という論点について、一刻も早い審理を求める点においては見解を一にする。しかし一方、これを実現するもっとも迅速な方法は、控訴人が原判決を受け入れ、処分内容を原判決に従って特定した新たな処分をすることである。したがって、あえてこれを行わない控訴人の態度は禁反言の原則にも反する不当なものというほかない。

このように、処分内容を特定しようとするれば特定できるにもかかわらず、あえて特定しない、という控訴人の姿勢については、控訴人において処分の実質的違法性についての論証を放棄した、とみなして、本件各処分中の不開示部分が不開示事由に該当しないとしてこれを取り消す判決を下されることにも合理性があると考えられる。

そして、仮にかかる手法を採用されないとすれば、控訴人が本件各処分について処分内容を特定した新たな処分をしない以上、処分の違法性に関する審理入りを一刻もはやく行うために、早急に本件を結審され、控訴人の控訴を棄却する判決を下されたい。

以上